

# 「盛岡さんさ踊り」に向けた道路（歩道）の放置自転車の整理について

## 1 目的

「盛岡さんさ踊り」期間中に見込まれる観覧客等による事故等を未然に防止するとともに、歩行空間を確保するため、実施日を定め、集中的に放置自転車の整理を行おうとするもの。

なお、実施に当たっては、所管警察署、盛岡市等と連携を図りながら3年ぶりに開催予定の「盛岡さんさ踊り」に向けた機運の醸成の一助を目指すもの。

## 2 実施箇所

- (1) 一般県道盛岡停車場線（開運橋東側 から 中央通二丁目交差点 まで）
- (2) 主要地方道盛岡横手線（中央通二丁目交差点 から 盛岡地方裁判所前交差点 まで）
- (3) 一般国道106号（中ノ橋西側 から 旧盛岡バスセンター前交差点 まで）

## 3 実施日

作業内容	対象等	対応者	実施日（予定）
(1)注意書の貼付け	路上自転車全て	土木部職員	7月8日（金） 予備日：8日より前の日
(2)最終確認	(1)から2週間後	土木部職員・警察署員	7月22日（金）
(3)撤去作業	撤去後、保管	土木部職員・業者	7月28日（木）

## 4 具体的な作業内容

### (1) 注意書の貼付け（7月8日（金））

- ①実施箇所の歩道等に駐輪している自転車に「注意書」を付けていく（「注意書」は別紙のとおり）
- ②注意書を付けた自転車の情報をメモしてくる  
※情報：色、カゴの有無、変速の有無、防犯登録証番号、車体（製造）番号、メーカー、その他特徴、放置場所

### (2) 最終確認（7月22日（金））

- ①注意書を貼付けた自転車等を、(1)②のメモをもとに最終確認。注意書が貼付けられたままの自転車等にテープを貼り、(3)撤去作業時に作業しやすくしておく。
- ②①の作業は、所轄警察署員の立会いのもとで行い、防犯登録証番号のある自転車であれば、盗難車かどうか確認してもらう（警察署が対応不可など、場合によっては、後日、連絡をもらう）。
- ③当日の集合時間は次のとおり。

9：30 盛岡地方裁判所前集合（裁判所前交差点 から 中央通二丁目交差点 まで）  
（中央通二丁目交差点 から 開運橋東交差点 まで）

13：30 盛岡歴史文化館前集合（中ノ橋西側 から 旧盛岡バスセンター前交差点 まで）

### (3) 撤去作業（7月28日（木））

- ①（2）①でテープを貼った自転車等については、放置車又はゴミとみなし、業者の協力のもと廃棄まで保管する。
- ②遺失物として取扱うべきかどうかは、警察署と別途協議する。
- ③一時保管中も、持ち主が現れない場合、リストに基づいて防犯登録の解除作業を行う。
- ④処分場への廃棄日程は別途決定するものとする（要起案）。

## 5 関係機関との連携

土木部は、盛岡市及び盛岡さんさ踊り実行委員会に対し、整理作業後から、盛岡さんさ踊り最終日まで次の業務を依頼するものとする。

### (1) 盛岡市（建設部交通政策課）

- ①県が行う放置自転車の整理作業は、県が管理する道路区域内の道路管理（清掃）としての注意（警告）であるため、盛岡市は、それ以外の箇所の放置自転車及び市条例で指定する区間については、条例に基づく対応を行うものとする。
- ②今回の整理作業後は、盛岡さんさ踊り開催に伴う交通規制チラシや市広報誌等を活用し、盛岡さんさ踊り期間中、会場周辺への駐輪を行わないよう周知することとする。
- ③開催期間中は、市広報車等により、会場周辺への駐輪は行わないよう呼びかけることとする。

### (2) 盛岡さんさ踊り実行委員会（事務局：盛岡商工会議所内）

- ①今回の整理作業後から、盛岡さんさ踊り会期初日までの間、会場沿道の事業所、商店等に対して、従業員や来客者へ自転車を駐輪しないよう、依頼することとする。
- ②盛岡さんさ踊り会期中にも、会場アナウンス等で、沿道へ自転車を駐輪しないよう、呼びかけを行うこととする。

## 6 その他

本作業については、県庁県土整備部道路環境課へ情報提供を図り、「盛岡さんさ踊り」の成功へ繋げることとする。